

## ヘーゲル『法哲学』の提起するもの・序説

平石 隆敏

(1) ヘーゲルがその晩年の著作『法哲学』(一八二二)において、『家族—市民社会—国家』という構制を提出し、それによって彼の「人倫的世界」を描き出そうとしたことはよく知られている。

以下では、通常彼の偉大な業績の一つに數えあげられる、この『市民社会—国家』という図式を中心として、ヘーゲルの『法哲学』の提起したものを考察するため、いわばその「序説」として、ホップズとルソーという二人の先駆者によって拓かれた地平に立つものとしてのヘーゲルにとつての問題の所在について考えてみたい。

その際、考察の視点としたいのは、まず第一に自然概念と自由概念との問題であり、また第二に特殊的意志と普遍的意志との、別の言い方をすれば私的自由と社会的自由の問題である。結論を先取りして言うならば、ヘーゲルの『法哲学』とりわけ『市民社会—国家』という構制は、すぐれて「自然」から分離されたものとしての「自由」概念、そして「私的自由」と「社会的自由」との同一性という地平の上に成立するものである。

(2) 広い意味での「法」の、あるいはわれわれが社会へと結合することの、そもそもの根拠、また正当性はどこにありうるのであろうか。われわれは実定的な法の背後に、それを支える普遍的な根拠の存在を認めうるのであろうか。

伝統的にはこの「根拠」は人間を超えた「自然の秩序」「永遠

法」あるいは「神の意志」「摂理」において求められた。しかし近代に至って「神の意志」による支えが崩壊する中で、社会結合の原理は人間自身の内にある原理に求められるようになる。ここに登場するのが、「自然権」をその普遍的な基礎としようとした、ホップズはじめまる「近代自然法思想」である。

ホップズはまず「人間の自然本性」および、それにもとづく「自然権」を理論の不变の基礎として設定し、そしてこれらの規定からのみ導き出される人々の状態、すなわち「自然状態」を描きだす。そこに明らかになるのは、実はこの状態(=「万人の万人に対する闘争」)が当初の「自然権」の実現にとっての妨げにほかならないという事態である。それゆえに、この自然状態から「脱出」して「自然権」のよりよき実現を求めるところに「社会状態」そして「國家」が、人々の意志的合意としての「社会契約」によって設立される。したがって、ここでは「社会への結合」は、「自然本性」に基づけられた「自然権」の実現という目的のために技術的に構成された——「自然」からの「解放」にもとづく——「人為的」結合なのである。

しかしこうした「自然状態」からの「解放」としての「社会状態」という構図にもかかわらず、その全体の原理である「自然権」およびその基礎である「自然本性」が、いわば「直接的な自然性」に固定されたままであることによって、逆にホップズの理論の全体は再び「自然性」に覆われることとなる。

(3) このように「社会への結合」を「人為性」しかも手段的な人為性としてとらえるホップズに対し、ルソーはさらにそれを人間の「精神性」「自由」として強調する。すなわち彼はもはや一定の自然的な「人間本性」を原理として固定することなく、むし

ろ何ものにも拘束されないという「自然的な自由」を脱した、社会の法に服することを通じて自己の欲望や感情などを自制するところに成立する「自律的自由」としての「市民的自由」に人間の精神性を見出すのである。

さらに彼は社会を、単なる私的利害の調整機関以上のものとして描く。すなわち社会はその設立に関しての人々の第一次的同意としての「一般意志」に基づかれた、公共的事柄のみをこととする一つの精神的人格なのである。したがってこの「一般意志」に参与する限りでの人間は、もはや自己の特殊的意志のみに規定された「私人」の立場を越えた、社会の「普遍性」の立場に立つ「公人」というあり方を獲得しうるものとされる。

(4) ハーゲルの『法哲学』は、一面で、こうしたホップズそしてルソーによって開かれた境地において成立している。すなわち第一に「法」はいまや「直接的、自然性」から区別された「ことがらの本性」にもとづく「精神的なもの」、「自由な意志」に基づかれる。精神はその自然的なあり方から「解放」され、自己自身を産出するがゆえに「自由」なのである。

しかしながら、そこで「自然状態から社会状態への社会、契約による移行」という図式は拒否される。単に恣意から発した意志の共通性を立てうるにすぎない「契約」という装置に代わって、ハーゲルは「法」を個別の意志の運動そのものに基づかせるのである。個別的な意識が他者および社会との実践的な交渉を介して、普遍的なものとしての自己自身の知に到達すること、言いかえれば

「一方で自己を自己自身の否定的なもの、つまり規定され制限されたものとして立てながら、同時に自己自身のもとにある、すなわち自己との同一性と普遍性とにおいてありつづける」(『法哲学』第七節)、この運動こそが「法」の生成の場なのである。そしてまさにこのことが集約的に表現されるのが、彼の『市民社会――それを「止揚」するものとしての国家』という図式である。

近代自然法思想の扱った領域は、実は「国家」と区別された「市民社会」、とりわけ「欲求の体系」としての狭義の「市民社会」にはかならず、この領域に関するのみ彼らの議論は妥当するのである。しかし彼らが見逃していたのは、第一にこの「市民社会」が同時にすでに――「特殊的目的が他の特殊的目的との関係を通して、自己に普遍性の形式を与える」ような――「普遍性の形式」を持った「全面的依存の体系」であり、そのようなものとして自己を再生産する領域であることである。したがってまた第二に「市民社会」は、そこでのさまざまな活動を通じて、諸個人が自己的「自然的素朴さ」を陶冶・克服して、社会の普遍性との一体性の内に自己を見出し、それを自己の知と意志の対象とすることを獲得していく「解放としての形成」の場なのである。

「実体的統一性」をもたらす「眞の自由の現実態」としてその上位に置かれるハーゲルの「國家」も、こうした「人倫の現象界」としての「市民社会」の運動の上にはじめて現れるものにほかならないのである。